

第二弁操作室遮蔽、フィルタ装置遮蔽及び配管遮蔽の工事計画認可申請書での記載について

FCVS 弁操作作業（期待する遮蔽：第二弁操作室遮蔽）

| | パターン1 | パターン2 | パターン3 | 関係する規則等の記載、記載要否の考え方 |
|--------|-------|-------|-------|--|
| 基本設計方針 | ○ | ○ | × | 技術基準規則 67 条の解釈において、「炉心の著しい損傷時においても、現場において、人力で格納容器圧力逃がし装置の隔離弁の操作ができるよう、遮蔽又は隔離等の放射線防護対策がなされていること」と定められており、本条文に適合していることを示すため、基本設計方針へ記載が必要 |
| 要目表 | × | × | × | 工認ガイドでは、生体遮蔽装置とするものは、JFEAC4615 の定義によるとされており、第二弁操作室遮蔽はこれらに該当しないため、要目表には記載しない。 |
| 説明書 | ○ | × | ○ | 技術基準規則 67 条の解釈において、「炉心の著しい損傷時においても、現場において、人力で格納容器圧力逃がし装置の隔離弁の操作ができるよう、遮蔽又は隔離等の放射線防護対策がなされていること」と定められており、本条文に適合していることを示すため、説明書への記載が必要 |
| 補足説明資料 | ○ | — | ○ | 同上 |

屋外作業（期待する遮蔽：フィルタ装置遮蔽、配管遮蔽）

| | パターン1 | パターン2 | パターン3 | 関係する規則等の記載、記載要否の考え方 |
|--------|-------|-------------------------|-------|--|
| 基本設計方針 | ○ | ○ | × | 技術基準規則 67 条の解釈において、「使用後に高線量となるフィルター等からの被ばくを低減するための遮蔽等の放射線防護対策がなされていること」と定められており、それに適合していることを示すために記載が必要 |
| 要目表 | × | × | × | 工認ガイドでは、生体遮蔽装置とするものは、JFEAC4615 の定義によるとされており、第二弁操作室遮蔽はこれらに該当しないため、要目表には記載しない。 |
| 説明書 | ○ | × | ○ | 技術基準規則 67 条の解釈において、遮蔽防護対策の設置要求はあるが、評価要求はないため説明書での記載は基本設計方針並みで記載 |
| 補足説明資料 | ○ | — (FCVS 弁操作作業の補足説明に含める) | ○ | 技術基準規則 67 条の解釈において、遮蔽防護対策の設置要求はあるが、評価要求はないため、FCVS 弁操作作業の補足説明資料に評価結果を記載する。 |